

介護事業所における呼吸器感染症対策

高齢者は重症化リスクが高いため、利用者様が安心してサービスを利用できるよう、日ごろから感染対策を徹底しましょう。正しく対策を取ることで施設内の感染拡大を防ぐことができます。

◆ 基本対策

○事業所の換気を徹底しましょう。

ドアや窓を少し開け、換気扇を有効に作動し、常に空気が入れ替わるようにしましょう。

○事業所の湿度を40%以上に保ちましょう。湿度計、加湿器を設置し湿度を管理しましょう。

乾燥していると飛沫が遠くまで流れます。

○職員は正しくマスクを着用し、利用者様にも可能な範囲で協力をお願いしましょう。

鼻・口をしっかりと覆ってください。マウスガードはお勧めしません。

○石鹸でこまめに手を洗いましょう。アルコール消毒も活用しましょう。

○職員・利用者様の健康管理をしましょう。正しく健康観察をし、体調不良の職員は出勤せず、早めに受診しましょう。高齢者は症状が出づらいつ傾向があります。利用者様の変化を感じたら早めの受診を勧めましょう。



◆ 事業所内の感染対策のポイント

○共有するもの（電気のスイッチやドアノブ等）は時間を決めて消毒しましょう。

○食事介助・吸引など感染リスクの高い介助をする際は、フェイスシールドや手袋、ガウンを着用しましょう。

○レクリエーションは感染対策の視点も入れて内容を検討しましょう。施設内で感染拡大している時は、密着や大きな声を出すものは控え、入所施設ではユニット間交流を控えましょう。

○風邪症状のある利用者様は家族の迎えがあるまで別室対応にしましょう。



◆ 職員に注意してもらうポイント

○職員が体調不良になった時は休める環境を整えましょう。

○ユニフォームのままの出勤・退勤は控えましょう。

家庭からの持込や持出しを避けるため、通勤時は私服、仕事中はユニフォームに着替えましょう。

○休憩室や更衣室も定期的に消毒しましょう。

○ガウンやマスク、手袋の着脱が正しくできるよう定期的に研修会をしましょう。使い方を誤れば感染防止にならず、感染を広げる原因にもなります。正しく感染対策がとれているか、お互いに確認しましょう。

○清潔、不潔の区分けを正しくしましょう。ケアを行う毎に手洗いもしくは手指消毒をする習慣をつけましょう。

◆ その他

介護事業所において、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等が集団発生した際は、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について（平成17年2月22日付通知）」に基づき、下記の場合は福祉指導監査課及び保健所に報告してください。

ア. 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重症患者が1週間内に2名以上発生した場合

イ. 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ. ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合